ソ［略］
ツ［略］
ネ［略］
ナ［略］
ラ［略］

［二・三　略］

（審理室並びに国有財産訟務官、国有財産管理官、上席国有財産管理官、国有財産監査官及び上席国有財産鑑定官）

第三十二条　管財総括課に、審理室並びに国有財産管理官五人以内、上席国有財産管理官三人以内、国有財産訟務官一人、国有財産監査官三人以内及び上席国有財産鑑定官一人を置く。

［二～八　略］

（農政課の所掌事務）

第三十五条　農政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　略］

七　農林水産部の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）。

［八～十六　略］

（経営課の所掌事務）

第三十六条　経営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～九　略］

十　農業委員会に関すること。

［十一～十四　略］

［号を削る。］

（生産振興課の所掌事務）

第三十八条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

［号を削る。］

［五］［略］
［六］［略］
［七］［略］
八［略］

レ［同上］
ソ［同上］
ツ［同上］
ネ［同上］
ナ［同上］

［二・三　同上］

（審理室並びに国有財産訟務官、国有財産管理官、上席国有財産管理官、国有財産監査官及び上席国有財産鑑定官）

第三十二条　管財総括課に、審理室並びに国有財産管理官六人以内、上席国有財産管理官三人以内、国有財産訟務官一人、国有財産監査官三人以内及び上席国有財産鑑定官一人を置く。

［二～八　同上］

（農政課の所掌事務）

第三十五条　農政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～六　同上］

七　農林水産部の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

［八～十六　同上］

（経営課の所掌事務）

第三十六条　経営課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～九　同上］

十　農業委員会及び沖縄県農業会議に関すること。

［十一～十四　同上］

十五　農業倉庫に関すること。

（生産振興課の所掌事務）

第三十八条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　農業機械化の促進に関すること。

［六］［同上］
［七］［同上］
［八］［同上］
九［同上］

九［略］
十［略］
十一［略］
十二［略］
十三［略］

（消費・安全課の所掌事務）

第四十条　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

［号を削る。］

二［略］

三　指定農林物資に係る表示に関すること（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第三項に規定する登録認証機関及び登録外国認証機関に関することを除く。）。

［四～十一　略］

十二　輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

（食料産業課の所掌事務）

第四十一条　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　略］

十四　農林水産部の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

十五　日本農林規格に関すること（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）。

（畜産振興室及び企画指導官）

第四十六条　生産振興課に、畜産振興室及び企画指導官五人を置く。

［2～4　略］

［項を削る。］

（企画指導官及び安全管理専門官）

第四十八条　消費・安全課に、企画指導官及び安全管理専門官それぞれ一人を置く。

2　［略］

十［同上］
十一［同上］
十二［同上］
十三［同上］
十四［同上］

（消費・安全課の所掌事務）

第四十条　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　日本農林規格に関すること。

三　［同上］

［号を加える。］

［四～十一　同上］

［号を加える。］

（食料産業課の所掌事務）

第四十一条　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

（畜産振興室並びに企画指導官及び環境保全型農業振興専門官）

第四十六条　生産振興課に、畜産振興室、企画指導官五人及び環境保全型農業振興専門官一人を置く。

［2～4　同上］

5　環境保全型農業振興専門官は、環境保全型農業に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（企画指導官）

第四十八条　消費・安全課に、企画指導官一人を置く。

2　［同上］